

NPO法施行10周年・みえパートナーシップ宣言10周年事業 実行委員会規約

(名称)

第1条 この会は、NPO法施行10周年・みえパートナーシップ宣言10周年事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(目的)

第2条 NPO関係者（企業・行政等を含む）が、NPO法施行10周年、みえパートナーシップ宣言10周年の機会に、これまでの10年をふりかえり、今後の10年を考えることを目的とする。

(構成員)

第3条 この実行委員会の構成員は、実行委員といい、NPOに関係する個人・団体（企業・行政等を含む）とする。

(組織)

第4条 実行委員会に、次の役員を置く

委員長 1名

副委員長 1名又は2名

- 2 委員長は、この実行委員会を代表し、その会務を総理する。
副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 委員長及び副委員長は、実行委員の互選とする。
- 4 実行委員会の事務局は、三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室におく。
- 5 実行委員会の事務局は、実行委員会の事務を執行し、その責任を負う。

(入退会)

第5条 実行委員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 実行委員として入会しようとするものは、別紙参加申込書を事務局に提出するものとする。
- 3 実行委員長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 実行委員は、退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

(解散)

第6条 この実行委員会は、事業実施後解散する。

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項については、実行委員の協議により定めるものとする。